

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十二号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項中

「 福山東警察署山野警察官駐在所 福山東警察署豊松警察官駐在所 福山東警察署福永警察官駐在所 福山東警察署神龍警察官駐在所	福山市山野町山野 神石郡神石高原町下豊松 神石郡神石高原町福永 神石郡神石高原町相渡	を
「 福山北警察署山野警察官駐在所 福山北警察署豊松警察官駐在所 福山北警察署福永警察官駐在所 福山北警察署神龍警察官駐在所	福山市山野町山野 神石郡神石高原町下豊松 神石郡神石高原町福永 神石郡神石高原町相渡	に
「 広島西警察署上水内警察官駐在所	広島市佐伯区湯来町多田	に、
「 福山東警察署井関警察官駐在所 福山東警察署小島警察官駐在所	神石郡神石高原町井関 神石郡神石高原町小島	を
「 福山北警察署井関警察官駐在所 福山北警察署小島警察官駐在所	神石郡神石高原町井関 神石郡神石高原町小島	に

改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。